

私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています

土浦平和の会

ニュースNo. 175 2006年12月

発行 土浦平和の会

事務局 土浦市神立町2664-2

TEL 831-9122

URL http://www.geocities.jp/ino011_jp/

[愛国心] 強制 教育の国家統制

戦争への一里塚

土浦平和の会代表理事 齋藤房雄



今回の教育基本法の「改正」には、憲法に背反する重大な問題がある。

一つは、憲法19条が保障した思想・良心・内心の自由を踏みにじるという

問題である。「改正」案は、教育の目標として「わが国と郷土を愛する態度を養う」「公共の精神に基づき、社会の発展に寄与する態度を養う」など20もの「徳目」を法律で決め、その「目標の達成」を義務付け、子供たちに教え込もうとしている。これは、特定の価値観を子供たちに強制することになり、明らかに憲法19条の規定する思想・良心・内心の自由を侵害するものである。

もう一つは、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」(現行法第10条)の改悪問題である。

第10条は、戦前の教育が国家権力の支配下におかれ、国民を戦争に動員したことに対する痛苦の反省から生まれ、教育の自主性、自律、自由を保障する最大のよりどころであり、教育基本法全体の「命」ともいえる条項である。この条文をずたずたに書き換え、国家の教育内容への介入を無制限にしようというのが、今度の「改正」の狙いである。具体的には「不当な支配に服することなく」の文言を残しながらも、その後を「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と置き換えて、「不当な支配」の意味をすりかえ、教育内容への国家介入を容易にしたのである。

この点について、マスコミもいみじくも「これまでこの条項は、教員側が教育行政の現場への介入に抵抗する根拠としてきたが、改正案は逆に、教育行政に異議を唱えた教員側が”不当な支配”とみなされる可能性もある」(11月29日付朝日)と指摘する。

ともあれ、世論におされて表現こそ変えたが、「愛国心」の強制、教育の国家統制は、あの忌まわしい戦前の道、戦争への道に他ならない。教育基本法の改悪勢力と9条改憲勢力が同一であることはもとより、審議の過程で教育勅語をひきあいに出して論議が進められたことを思うにつけ、ますますその感を深くする。

私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています

12・8・不戦の日・赤紙配り共同行動

65年前の第2次世界大戦開戦の日を知らない世代にも、この日のことを伝えたい。そんな想いで全国の母親連絡会は毎年赤紙（召集令状）を配り続けています。

土浦母親連絡会は下記のとおり赤紙配りを計画していますので、ご都合の付く方はぜひご参加ください。

日 時	12月8日(金) AM 7:30~9:00
場 所	土浦駅ペデストリアンデッキ及び東口

「土浦平和の会12年の記録」と「アルバム」作りました

土浦平和の会が1994年に結成されてから12年経ちました。その間「土浦平和の会ニュース」を毎月1回以上発行することを決めて発行してきましたが、このたびこの記録を整理してみました。

「12年間の記録」はA4紙5枚にまとめてインターネットのホームページにも載せてあります。ご希望の方には印刷して差し上げます（無料）。「アルバム」は冊子にしていますが、CD-ROM版もあります。「平和の旅」「つどい1（屋内）」「つどい2（屋外）」の3部になって、写真65枚を収録しました。ご希望の方には200円でお分けします。

インターネットのホームページでは、「平和の旅」「つどい1（屋外）」「つどい2（屋内）」のほかに「平和へのアクション」を加えています。

インターネットアドレスは http://www.geocities.jp/ino011_jp/ です。

憲法を守る意見広告

12月8日(金)朝日新聞茨城版
に掲載されます

勝沼平和ワイン

赤白とも

1本1,500円

注文受付中



活動ごよみ

12・8 赤紙配り（土浦母親連絡会）

12・14 憲法9条土浦の会忘年会

12・16 平和の会理事会

12・22 県平和委員会常任委（水戸市民会館）